

平成31年第1回 鹿沼市農業委員会総会議事録

平成31年1月22日（火）第1回鹿沼市農業委員会総会を鬼怒川温泉ホテルにおいて開催した。

出席者委員

1番 塩 入 佳 子	2番 豊 田 道 有	3番 福 田 春 男
4番 矢 野 律 子	5番 根 本 和 男	6番 青 柳 秀 男
7番 石 川 喜 治	8番 村 上 信 吉	9番 福 田 裕
10番 廣 田 和 世	11番 江 俣 伸 一	12番 奈良部 繁 雄
13番 篠 原 和 夫	14番 鈴 木 克 男	15番 牧 島 俊 男
16番 大 森 用 子	17番 毛 塚 欣 伸	18番 益 子 裕 幸

(18名)

推進委員

笥 則男	大栗 靖夫	川田 勝己	三品 博史	大門 和男	川田 武雄
細川 康彦	高村 秀男	黒田 新造	豊田 好男	黒川 啓一	柴田 忠
荻原 俊彦	石川 一磨	市田 好久	松井 研吉	奈良 茂男	
小平 敏男	大類 英明	秋澤 和夫	岩出 正行	廣瀬 博	青木 正好

(23名)

欠席者 大柿 春男 熊倉 正之 竹澤 靖 金子 孝之 山崎 哲
瓦井 勝二 大森 泰文

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局 事務局長 駒 場 久 和 農地調整係長 中 村 陽 子
主 査 大 塚 昌 己 主 事 高 橋 知 生

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 中 村 陽 子

—◇—

◎事務局長は、開会に先立ち、議案書1ページ1番及び、4ページ3番から5番の申請について取り下げ願いがあつたため、議案書から削除するよう依頼した。

◎議長（奈良部繁雄会長。以下議長）は午後15時8分、第1回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

1番 塩入佳子 委員、18番 益子裕幸 委員。

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（大塚主査）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回は、売買3件、使用貸借権設定1件、計4件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎根本和男委員 2番、引田の件は、引田の譲渡人から引田の譲受人への売買です。譲受人はこの土地のすぐ隣に農地を所有しており、規模拡大のためで何の問題もありません。

◎石川喜治委員 3番、売買の件は、加園の田んぼです。下久我の譲渡人から下久我の譲受人への売買です。譲受人は譲渡人の甥っ子で、譲渡人が高齢でできなくなり、今回の売買になりました。状況からみて問題ないと思いますのでご承認の程よろしく申し上げます。4番、下久我の使用貸借権設定の件は、下久我の譲渡人から下久我の譲受人への使用貸借権設定です。譲受人は専業農家で経営規模拡大のためであり問題ありませんのでご承認の程よろしく申し上げます。

◎篠原和夫委員 5番、売買の件は、上石川の物件です。上石川の譲渡人が83歳と高齢で、農業を続けたり管理したりするのが難しくなり、幸町1丁目の譲受人への売買です。譲受人は不動産兼農業で、別に問題ございませんのでご承認をお願いします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため2番から5番の許可について諮り、決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明い

たします。1番、深程における道路への転用については、北を宅地、南と西を畑、東を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、お手元の調査書の通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（塩入佳子委員）1月18日（金）に、駒場局長、中村係長、高橋主事、益子委員と私の5名で現地調査を行いました。1番、深程の件は、県道深程楡木線深程交差点から南に約200mの所です。後の5ページ、7番、8番との関係で、住宅を建築するため道幅が必要で、拡幅のためですと見て参りました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎益子裕幸委員 1番、深程の件は、道路への転用で、事務局及び現地調査員の説明のとおり何の問題もありませんのでご承認よろしく申し上げます。

◎議長は、議案第2号について、質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

1番、板荷における資材置場への転用については、北を宅地、南と西を道路、東を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。2番、上久我における太陽光発電設備への転用については、北と西を畑、みなみを宅地、東を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。6番、南上野町における太陽光発電設備への転用については、北と東と南を道路、西を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。7番、深程における一般住宅への転用については、北を宅地、南と東と西を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。8番、深程における一般住宅への転用については、北を宅地、南と東と西を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、お手元の調査書の通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（塩入佳子委員）議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番、板荷の件は、県道小来川文挾石那田線、大原バス停から西に約700mの所です。道路に直接接する空き地は住宅地でしたが、火災により焼失し今は空き地になっています。その空き地のさらに南側が現地で、資材置き場として申請されております。なお、道路を挟んで反対側、北側も材木置き場として現に使用されております。問題なしと見て参りました。

◎現地調査員（益子裕幸委員）2番、上久我の件は、県道石裂上日向線、小佐部沢バス停から南に約1.4kmの所で、売買による太陽光発電設備への転用です。周囲の状況から問題ないと見てきました。6番、南上野町の件は、鹿沼カントリーから北西に約400mの所で、賃借権設定による太陽光発電設備への転用です。この件につきましても周囲の状況から問題ないと見てきました。

◎現地調査員（塩入佳子委員）7番、8番、深程の件は、県道深程楡木線、深程交差点から南に約200mの所です。7番は譲渡人から弟さんへの使用貸借権設定による一般住宅への転用です。8番は譲渡人から息子さんへ、贈与による一般住宅への転用です。農地法第4条1項の規定による許可申請で取り上げた件との関連になります。問題ないと見て参りました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎矢野律子委員 1番、板荷、売買の件は、宇都宮市山本2丁目の譲渡人から板荷の譲受人への資材置き場への転用です。現地調査員の報告のとおり何の問題もありませんのでご承認よろしくをお願いします。

◎石川喜治委員 2番、上久我の売買の件は、宇都宮市古賀志町の譲渡人から群馬県伊勢崎市の譲受人への太陽光発電設備のための売買です。事務局および現地調査員の報告のとおりです。耕作放棄地のようになっている所で、周りの状況から問題ありませんのでよろしくをお願いします。

◎鈴木克男委員 6番、南上野町の件は、下都賀郡壬生町の譲渡人から、宇都宮市滝谷町の不動産業、譲受人への賃借権設定による太陽光発電設備への転用です。ただ今の現地調査報告のとおり問題ありませんのでご承認をお願いします。

◎益子裕幸委員 7番、深程の使用貸借権の件は、深程の譲渡人から弟の譲受人へ、一般住宅のための転用です。8番、深程の贈与の件は、深程の譲渡人からお子さんの上石川の譲受人へ、一般住宅のための転用です。どちらも問題ありませんのでよろしくをお願いします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番、2番、及び6番から8番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号の「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（大塚主査）議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明いたします。相続人が農地等を相続し、その農地等で農業を継続する場合、相続税額の納税を猶予する特例制度の適用を受けることができます。適用を受けるためには適格者である農業委員会の証明が必要になります。今回は、1件の証明願いが提出されました。租税特別措置法第70条の6の規定による、農地等について相続税の納税猶予の適用を受けるための各要件を満たしていると判断いたしました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は担当地区委員の意見を求めた。

◎篠原和夫委員 1番、茂呂の件は、茂呂の申請人の親父さんが昨年亡くなって、申請人は現在勤め人ですが合間に農業に従事しており、今後も農業を続けるので問題ありません。よろしく申し上げます。

◎議長は、議案第4号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番を承認することに決定した。

◎議長は、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（大塚主査）議案第5号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より平成31年1月10日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規、更新の利用権設定について記載し、区分の欄外に、合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書7ページをご覧ください。新規の利用権設定が、1件、1筆、1,560㎡となっております。続いて、議案書8ページをご覧ください。更新の利用権設定が、3件、3筆、5,288㎡となっております。以上合計4件、4筆、面積6,848㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第5号について質問、意見を求めたが、質問や意見がないため承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第6号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（用途区分）について」を議題とし

議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第6号、鹿沼農業振興地域整備計画の変更(用途区分)についてご説明させていただきます。お手元の議案書9ページが、本日の農業委員会でご審議いただく農政課関係の案件でございます。まず、用途区分の変更についてご説明させていただきます。用途区分の変更とは、農業振興地域内の農地に、畜舎や農機具倉庫等の農業用の施設に変更する場合に行なわれるもので、農業に関係する施設への転用を目的とするため、農振除外は不要となります。ただし、農地法上の農地ではなくなるため、その土地の用途を農地から農業用施設用地へと変更する手続きが必要となります。それでは今回の案件について説明させていただきます。

番号1番、塩山町、選果場及び資材・農機具置場敷地です。面積は2筆で1,164㎡。場所は塩山町地内、鹿沼市農業公社から南東に約650mに位置し、北側を田、東・西側を畑、南側を宅地・雑種地に接しています。利用目的は、現在使っているいちごの選果場・納屋・倉庫が、県道鹿沼足尾線の拡幅工事にかかってしまうことから移転が必要となり、今回の申請に至りました。農業経営の発展を図るものであること、また、周辺農地に与える影響が少ないことから用途区分の変更を支障はないと思われまます。

◎議長は、事務局の説明の後、担当地区委員の意見を求めた。

◎福田裕委員 1番、塩山町の件ですが、今まで使っていた作業小屋が県道拡幅にかかるということ。現状見て来ましたが何の問題もありませんのでよろしくお願ひします。

◎議長は議案第6号について意見を求めたが、意見はなかったため、1番については異存なしと決した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午後3時45分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

平成31年1月22日

議 長

署名委員

署名委員
